

IPv4アドレス移転制度 IPアドレス等料金体系改定 状況報告

ご報告内容

- 第44回総会(2011年6月16日)以降の活動
- IPv4アドレス移転制度の施行
- 料金改定に関する対応
- 今後の予定、課題
- 2012年度以降の収入試算(理事会のみ)

第44回総会(2011年6月16日)以降の活動

	IPv4アドレス制度施行	料金体系改定
6月21日		IPアドレス等料金体系改定実施に関するアナウンス
7月1日	IPv4アドレス移転のためのポリシー文書改定公示	
8月1日	IPv4アドレス移転申請受付開始	
8月22日	1件目のIPv4アドレス移転申請承認	
9月1日	<p style="text-align: center;">規約改定の公示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPアドレス割り当て等に関する規則 ・ 歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約 ・ プロバイダ非依存アドレス割り当て規則 ・ AS番号割り当て規約 	
9月7日		改定規約、資料送付に関するアナウンス
9月21日		複数番号資源割り当て組織名寄せ確認 改定規約文書、説明資料送付
10月3日	歴史的PI、特殊用途PI、AS番号規約改定施行	
11月1日	IPアドレス等割り当て規則改定施行	

IPv4アドレス移転制度の施行(1)

- 移転申請の受付

- 8月1日よりIPv4アドレス移転申請書の受付を開始

- 文書施行状況について

- 9月1日公示のIPv4アドレス移転に係る文書は、すべて10月3日および11月1日より発効済み

- 移転のパターンについて

- JPNICが想定する移転パターン 想定頻度:高◎ 中○ 低△

		移転先			
		指定事業者	特殊用途PI	歴史的PI	新規事業者
移 転 元	指定事業者	◎	△	△	△
	特殊用途PI	△	△	△	△
	歴史的PI	◎	△	△	○

- 現時点の移転申請は、上記◎のパターンのみで、予想していた範囲内に収まっている

IPv4アドレス移転制度の施行(2)

- 2011年8月1日から、規約類がすべて施行された11月1日までの移転申請

– すべて承認完了し、Webにて公開

<http://www.nic.ad.jp/ja/ip/ipv4transfer-log.html>

	移転元組織	移転先組織	対象IPv4アドレス	備考
1	(株)USEN 【IP指定事業者】	ソネットエンタテインメント(株) 【IP指定事業者】	118.236.0.0/15 118.238.0.0/17 118.238.192.0/18 118.240.0.0/15 124.219.128.0/17 110.232.152.0/21	割り振りアドレスの一部のみ移転
2	(株)建築システム 【歴史的PI割り当て先】	さくらインターネット(株) 【IP指定事業者】	133.242.0.0/16	割り当てアドレス(/16)を全部移転
3	三洋電機(株) 【歴史的PI割り当て先】	三洋ITソリューションズ(株) 【IP指定事業者】	134.180.0.0/16	割り当てアドレス(/16)を全部移転
4	(株)コミュニティネット ワークセンター 【IP指定事業者】	KMN(株) 【IP指定事業者】	203.174.0/19 210.4.160.0/19 219.111.192.0/20	割り振りアドレス(約/15+/16)の一部のみ移転
5	三洋電機株式会社 ITシステム本部 【歴史的PI割り当て先】	三洋ITソリューションズ(株) 【IP指定事業者】	157.192.0.0/16	割り当てアドレス(/16)を全部移転
6	株式会社TCP 【IP指定事業者】 【歴史的PI割り当て先】	株式会社インターリンク 【IP指定事業者】	【PAアドレス】 202.241.128.0/22 202.241.136.0/22 202.241.144.0/21 202.241.152.0/22 202.241.180.0/22 【歴史的PIアドレス】 157.14.96.0/19 157.14.136.0/21 157.14.144.0/20 157.14.208.0/22 157.14.252.0/22	割り振りアドレス(/18)の一部のみを移転 割り当てアドレス(/16)の一部のみを移転

料金改定に関する対応(1)

- 経過措置の対応詳細

	2011	2012	2013	2014
指定事業者	現行維持料	現行維持料 (歴史的PI保有の場合は合算可能)		新維持料
特殊用途PI	現行維持料	現行維持料 (歴史的PI保有の場合は合算可能 その場合新維持料の経過措置を適用)		
歴史的PI	維持料無し	新維持料 (50%割引)	新維持料 (25%割引)	
AS番号	割当手数料のみ 維持料無し	新維持料 (50%割引)	新維持料 (25%割引)	
新規契約者	指定事業者: 契約料 262,500円 特殊PI: 契約申請手数料 420,000円 AS番号: 割当手数料 10,500円	新規契約時: 262,500円 契約翌年度から新維持料適用 (経過措置期間でも割引は適用されない)		

料金改定に関する対応(2)

- 書面(改定規約、説明資料)送付状況
 - 1275件送付(未達9件) 企業調査依頼中
- 名寄せ確認
 - 470件(確認完了組織から順次書面送付中)
- 主な問い合わせ内容
 - 申請のためのパスワード再発行
 - 返却、DB情報変更、担当者変更等各種申請方法
 - 請求予定金額および予定について(名寄せ確認組織)
 - 見積書希望、覚書希望
- アドレス返却状況
 - 2011/11/07までに返却申請を行った歴史的PIアドレス割り当て先組織数:134組織
 - /16*6, /20*1, /21*4, /22*15, /23*21, /24*92, 15C(/24*15)*2, 3C(/24*3)*1

今後の予定、課題

- 移転ポリシーに関する今後の課題
 - － JPNIC管理下以外との移転制度検討
 - ① APNIC管理下との移転
 - ② RIR間をまたぐ移転
 - ①については指定事業者からの要望（海外現地法人との移転など）があり、JPNICとしても要検討
 - ②については、ARINでの議論の進展を踏まえ、国内コミュニティにおける議論、意見収集を進める
- 料金改定に関する今後の予定
 - － 名寄せデータの整備
 - － 2012年1月に再度電子メールにて2012年度の請求予定額を通知（新課金システムによる算出）
 - － 上記通知以降、希望組織に対して見積書を発行（指定事業者と同タイミング）
 - － 2012年4月1日0:00課金算出→請求書発行、送付

2012年度以降の収入試算(理事会のみ)

- 2011年10月時点のデータに基づく、2012年度～2014年度までの収入試算(未返却組織が全て料金を支払う想定)

単位:千円	2011年度 (参考)	2012年度	2013年度	2014年度
指定事業者/特殊 用途PI維持料 (442組織)	262,000	278,000	278,000	128,000
歴史的PI/AS 維持料 (1372組織)	0	132,000 (新料金50%割引)	198,000 (新料金25%割引)	263,000 (新料金正価)
合計	262,000	410,000	476,000	391,000
改定検討時の試算値 (第84回理事会説明資料より)		372,500	427,800	352,000

(参考) 第84回理事会説明資料における試算値

※今後3年間の事業収入見通し(理事会のみ)

- 現在の経過措置期間の割引率と、返却意向の調査結果から試算した場合、2012年度～2014年度の収入予測は以下の通りとなる

(移転、移管などによる集約の影響は見込んでいない)

指定事業者維持料は2011年度実績から変動しないと仮定

(単位:千円)	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
指定事業者維持料(a) (特殊用途PIも含む)	262,000	262,000	262,000	131,000
		50%割引	25%割引	正価
歴史的PI維持料試算(b) 全部/部分返却以外(830組織)		110,500	165,800	221,000
歴史的PI維持料試算(c) 継続意向のみ(530組織)		70,500	105,700	140,950
維持料合計(a)+(b)		372,500	427,800	352,000
維持料合計(a)+(c)		332,500	367,700	271,950

(b)は、意向調査において、下記を除いた組織

- ・保有アドレスを全部返却する
- ・保有アドレスを一部返却する

(c)は、意向調査において、「課金後も継続して利用する予定」と回答した組織

回答組織総数は1247組織 (ASと重複回答除く)

当初の試算

指定事業者:113,000千円

歴史的PI :203,000千円

合計 :316,000千円

事業費用としては、2012年以降約316,000千円と見込んでいる